

令和8年度青森市放任果樹伐採事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人の日常生活圏へのツキノワグマ（以下「クマ」という。）の誘引を減らし、クマによる人身事故を防止するため、住宅地周辺にあるクマのエサとなる実のなる樹木の伐採を行う樹木の所有者又は樹木の所有者から委任を受けた者に対し、当該年度の予算の範囲内において補助金を交付することにより、もって人とクマとの棲み分けによる共存に資することを目的とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 樹木の所有者又は樹木の所有者から委任を受けた者であること。
- (2) 補助金の交付の申請日までに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。
- (3) 補助対象者が個人である場合は、補助金の交付の申請時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、青森市の住民基本台帳に記録されており、かつ、居住していること。
- (4) 補助対象者が団体である場合は、補助金の交付の申請時点において、青森市に所在すること。
- (5) 本人等が、青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないこと市長が認めた者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる樹木は、人の日常生活圏又はその周辺の次に掲げる樹木とする。ただし、営利目的に植付けされた樹木は、対象としない。

- (1) クリ
 - (2) 柿
 - (3) その他市長が伐採を必要と認める樹木
- 2 補助金の交付対象となる事業は、前項に定める樹木を伐採するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) クマの出没が確認されている地域であること。
 - (2) 農地の保全を目的とした伐採ではないこと。
 - (3) 樹木を根元から伐採すること。
 - (4) 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）と樹木の所有者が異なる場合は、樹木の所有者から同意を得ていること。
 - (5) 樹木の伐採は、伐採事業者等へ委託して行うものであること。

（補助金の交付申請）

第5条 補助申請者は、令和8年11月30日までに、令和8年度青森市放任果樹伐採事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 樹木及び樹木の本数を証明する写真及び位置図等
- (2) 樹木の伐採作業及び処分料の経費を確認できる書類の写し
- (3) 委任状（所有者から委任を受けた者が申請する場合に限る。）
- (4) 市税に係る完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において補助金の交付を決定したときは、令和8年度青森市放任果樹伐採事業補助金交付決定通知書により、当該補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、令和8年度青森市放任果樹伐採事業補助金不交付決定通知書により、当該補助申請者に通知するものとする。

（事業期間）

第7条 樹木の伐採は、補助金の交付決定通知日から令和8年12月31日までに完了するものとする。

(申請の取下げの期日)

第8条 青森市補助金等の交付に関する規則(平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(事業内容の変更及び廃止)

第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに令和8年度青森市放任果樹伐採事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を令和8年度青森市放任果樹伐採事業補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和8年12月31日のいずれか早い期日までに、令和8年度青森市放任果樹伐採事業完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 委託料の支払を証明する書類
- (2) 伐採樹木により得た収入を証明する書類
- (3) 伐採前と伐採後を証明する写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 補助金の請求は、令和8年度青森市放任果樹伐採事業補助金請求書を市長に提出して行うものとする。

(様式)

第12条 この要綱に規定する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則に定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>(1) 伐採事業者等へ支払う伐採作業委託料及び伐採樹木処分委託料から伐採により得た収入を控除した額（1回当たり3本を限度とする。）</p> <p>(2) その他市長が必要と認める経費</p>	<p>補助対象経費に4分の3を乗じて得た額以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、樹木1本当たり30,000円を限度とする。</p>

備考

- 1 補助金の交付は、当該年度において同一の者につき1回に限るものとする。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。
- 3 国、他の地方公共団体等から補助金の交付を受けている経費は、補助対象経費から除くものとする。